

壱岐市農業委員会定例会（平成29年7月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年7月25日（火） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …… 番 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
 - 第2. 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第40号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第41号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第42号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画へ変更（案）に関する意見について

7. その他

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。6月26日の研修会にお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。定刻になりましたので、只今から平成29年7月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …… 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いします。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂きまして、これより議事に入りたいと思います。

まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与・交換ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

24番 土地の所在

芦辺町諸吉東触字丸久保・・・・・・ 田 324㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が19,814㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業歴は本人が6年、父22年、母12年です。通作距離は200mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月19日に・・・委員さん、譲受人とご両親の立ち会いの下、現地確認を行

ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。今、事務局より説明がありましたとおりでございます。19日に現地を確認いたしました。ご両親も一緒に立ち会われましたので、野菜畑がないので野菜等を作付けようという事で話がまとまりました。

どうぞ、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号24番は決定いたします。続きまして25番の説明を求めます。

事務局 はい、25番 土地の所在、

芦辺町住吉後触字鬼川・・・・ 田 1, 030㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が18, 851㎡ 畑が8, 228㎡ 計27, 079㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。

譲受人、自己所有農地の隣で、今まで耕作していたので、購入後も引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・大豆・麦です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人が7年、父50年、母25年です。通作距離は700mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで水稻を作付けており、購入後も水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月19日に久原・・委員さんと現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の報告の通りでありまして、長い間・・さんが耕作しておられますので、別に問題ないと思いますので一つよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号25番も決定いたします。続きまして26番の説明を求めます。

事務局

はい、26番 土地の所在、

石田町筒城東触字北・・・・・・ 田 587㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が12,706㎡です。

申請理由、譲渡人、耕作中の甥に贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人が40年です。通作時間は車で3分程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今まで水稻を作付けており、受贈後も引き続き水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。本来ならば、赤木会長の担当地区であります。7月19日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

代理で行って参りました・・です。・・さん立ち会いの下、今、事務局の方からの説明がありました通りです。(譲渡人は)おじさんにあたるもので、今まで耕作をされてありました・・さんにやるから名義を変えて作ってくれという事で言われたそうで周辺農地へも何ら影響はないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、議案第36号26番も決定いたします。続きまして27番の説明を求めます。

事務局

はい、27番 地目につきましては、現況地目を読み上げます。

土地の所在、

石田町筒城東触字下海・・・・・・ 畑 1,136㎡

同じく・・・・・・ 畑 353㎡

畑が2筆で1,489㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が6, 776㎡ 畑が1, 910㎡ 計8, 686㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により交換する。

譲受人、自己所有の原野と交換し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラックです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人48年、妻40年、子10年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件も赤木会長の担当地区であります。7月19日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局から説明がありました通りです。・・さんは、(当日、)病院に行かれた都合で立ち会いには来られませんでしたけど、先日連絡した時よろしくお願ひしますという事でしたので、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号27番も決定いたします。続きまして、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触字小葉・・・・・・・・畑 1, 128㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎を建設し、残りを放牧場として利用したいので申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成29年6月29日に完了致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)の折、・・

委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・です。いつも遅くなってすいません。前回の農業委員会の用途区分変更の時に説明をいたしました。今の現牛舎に10頭程度いますが、同等規模の牛舎を作ってやりたいという事で、申請人は・・・さんですけども55歳位の息子さんが殆どやられておまして、飼料の収穫等やっておられますし、ハウスから畜産に替えたいという事でございました。よろしくお願ひいたします。

皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号は、意見を付して進達いたします。続きまして議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、9番につきましては、・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致したいと思ひます。

----- (・・・委員退席) -----

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

9番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触字須五六・・・・・・・・畑 499㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、両親と同居中であり、結婚を機に、申請地を買い受け自己の居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は平成29年6月29日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）の折、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 本来ならば、・・・委員さんの担当地区であります。議事参与の制限により野元委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明いたします。事務局の説明のとおり壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）の折、事務局と・・・さんのお父さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。

その時、ご説明いたしました通り、・・・さんは獣医学校を出て直ぐに・・・の診療所に就職をされ、壱岐の家畜産業の為に一生懸命頑張っております。この度、先程説明がありましたように、結婚を機に独立をして、地元の為に貢献したいという事ですので、何卒よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号9番は意見を付して進達いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして10番の説明を求めます。

事務局

はい、10番 土地の所在

郷ノ浦町初山西触字比留能尾・・・・・・・・畑 118㎡

同じく・・・・・・・・田 380㎡

計 2筆で498㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在の住まいが老朽化し、狭隘であるため、申請地に居宅を新築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は平成28年10月25日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。7月20日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。事務局の説明のとおり20日に事務局とお母さん立ち会いの下、現地確認をいたしました。壱岐市農業振興地域整備計画変更（除外）は、前の委員さんの時にご承認を頂いている所でもありますし、また、説明の通り家が老朽化そして加えて、後がすごい崖という事で、このような災害の時に中々落ち着かないという事で、新しい所に新しい家を建築予定されております。

また、息子さんも壱岐の企業に就職されまして、長年、家畜を24、5頭飼

っておられる訳ですけど、土、日は努めて家の手伝いもされてありますので、何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号10番も意見を付して進達いたします。続きまして11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在

石田町南触字若宮・・・・・・・・畑 797㎡

転用目的 住宅用地 面積が一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、申請地は不整形地で法面、進入路等が322㎡でありまして、それらを除きますと有効面積は475㎡となっております。

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

申請理由 両親が高齢であり、親の近くに住むために、申請地に居宅を新築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。7月19日・・委員さんと貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局から説明がありましたように・・さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。・・さんとは姉弟でありまして、・・さんのお父さん達が、一寸具合が悪いもので、こっちに帰って来て、近くに居りたいという事ですので、ご審議の方を、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号11番も意見を付して進達いたします。続きまして、議案第39号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、18頁をお願いします。

番号10番につきましては、7月24日に取り下げ申請がありましたので、お手数ですが、削除をお願い致します。

議案第39号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

9番 土地の所在、
郷ノ浦町大原触字寺後・・・・・・ 畑 231㎡
除外目的、住宅用地
申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に長男の車庫兼住居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。7月19日に・・委員さんと申請人の義理のお兄さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明のとおり19日に事務局と申請人である・・さんがどうしても仕事の都合で現地確認に立ち会うという事が出来ないという事で・・さんの義理のお兄さんに来て頂いて確認をいたしました。自宅前の農地に必要最小限の面積ですけど子供さんの1階に車庫と2階に住居を建築したいと話を聞いております。そういう事でありますので、皆様方のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号9番は意見を付して回答いたします。続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在、
勝本町本宮東触字石ノ尾・・・・・・ 田 1,034㎡
同じく・・・・・・ 田 455㎡
計 2筆で1,489㎡

除外目的、地化タンク貯蔵施設（灯油）

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に株式会社あぶらやより地下タンク貯蔵所の建設要望があった為、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は25頁から27頁です。7月19日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局からの説明がありましたとおり19日に現地を確認いたしました。その後、・・さん本人にお話しを伺った所、申請地は今まで年に1回位草刈りをしてあったそうです。現在は耕作放棄状態で、この申請地に株式会社「あぶらや」が地下タンクを建設したいという事でございます。横は国道になって

おりますが、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？普通ガソリンスタンドは地下タンクがある訳ですが、ここに地下タンクを埋設して貯蔵される訳ですか。

・・委員 そうですね。本人さんは不動産会社に売買されて、そのような手続きをされております。

議長 農業委員会といたしましては、農地の関係だけを審議すれば良い訳ですから。周りの農地に色んな影響とかはない訳ですか。

・・委員 まあ、一寸側溝から油がこぼれた場合は、(影響が) できるかもわかりませんが。

・・委員 こぼれたら出来ない。

・・委員 今までこのような事例は無かったと思う。

議長 第一壱岐で保管タンクを設置するという事はなかった。ガソリンスタンド以外は地下にタンクはないのではないですかね。

・・委員 そうですね。一応、下の方の所有者、その横の川から水をとってある方2件位からには聞いてみましたが、大丈夫だろうとは言ってありました。

・・委員 議長、一つ質問したいのですが。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 牛舎とか新しく作る時には、周辺500m当りまで同意が必要ですね。私もそうしました。この案件は関係ないのですか。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 以前は、周囲の同意書というのが必要でありましたが、近頃は、被害防除計画書を提出する事によって同意書の添付は必要なくなったという事にはなっております。

・・委員 緩和された訳ですか。

事務局 はい。

・・委員 消防法とかは、まったく関係がないわけですか。

・・委員 消防署の検査とか。

事務局 転用時には、消防法の貯蔵所の取扱いの進捗情報とかが必要になってきます。今の案件は、農振除外の関係でありますので、そこまでは求めてないという事があります。

議長 農振の除外をしても建設が出来るかどうか今後の審議がありましようから、農業委員会としては、農振除外して県に進達してもらって許可が下りたといたしましても、建設の時期になりまして消防法とか色んな関係で許可が出ない場合もあるかもわかりませんね。それと畜産の方は今後、同意がという事でございますけど、これは、一寸農業とは関係ありませんので、ここに提案されてい

るのは、農振の除外だけでありますので、いかがなものでしょうかね。

事務局 今、ご心配になっているような事等、周辺農地への影響があるかないかという同意も必要があればとっても良いという事になっておりますから周囲の農家の方に同意をもらうような形で担当課に文書で返していきたいと考えております。

議長 はい、それでは、一応よろしゅうございますか。【はいの声あり】それでは議案第39号11番はそのように回答いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 12番 土地の所在、
芦辺町箱崎中山触字藁干場・・・・・・の一部 畑 1, 256㎡のうち
385㎡

芦辺町箱崎中山触字千本供養・・・・・・の一部 畑 1, 563㎡のうち
137㎡

計 2筆で522㎡

除外目的、住宅用地及び赤道の置き換え

申請人、・・・・・・

申請理由、赤道の置き換えを行い、子供の居宅を建築するため、申請地の農用地区域除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は28頁から30頁です。7月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・でございます。19日に事務局と一緒に立ち会いまして、現場を視ました。諸般の事情でお父さんが一人で農業をされております。また、諸般の事情で娘さんがお父さんの農業を加勢するという事で近くに家を建てるという事で現場を確認いたしました。何も別に問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号12番も意見を付して回答いたします。続きまして、議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号と議案第41号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。31頁をお願いします。議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。32頁の平成29年7

月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度31頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間のもので田が5筆で4,624㎡、畑が1筆で1,553㎡、計6筆で6,177㎡、10年間のもので田が13筆で17,852㎡、合計19筆で24,029㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

33頁をお願いいたします。議案第41号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。34頁の平成29年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度33頁をお願いします。計画（案）につきましても、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第40号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましても、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第40号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号と議案第41号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第42号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

35頁をお願いします。議案第42号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。耕作者の変更になります。番号1、2の土地につきまして認定農業者の・・・さんから認定農業者の・・・さんへ番号3から8の土地につきましては、認定農業者の・・・さんから農事組合法人・・・へ変更となっております。

この計画変更（案）につきましても、全て農地中間管理事業の推進に関する

る法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第42は原案のとおり決定いたします。その旨回答いた
します。

皆さん方から何かご意見ございましたら。ございませんようでしたら本日の
総会の日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お
疲れでございました。